

### 基本方針

- 1. 鉄鋼スラグを含む材料が環境基準値を超過している施工箇所の対策**
  - ・ 管理者において将来にわたり管理できない施工箇所等については撤去を行う。
  - ・ 前記以外の箇所については、県環境部局の助言を得ながら表面被覆等を行う。
- 2. 鉄鋼スラグを含む材料が環境基準値を満足している施工箇所の対策**
  - ・ これまでの調査の結果、直ちに撤去等が必要となるところはない。
  - ・ 環境基準値を満足しているものの、スラグへの経口・接触リスクが高いと考えられる小・中学校等の箇所については、県環境部局の助言を得ながら必要に応じて鉄鋼スラグを含む材料が表面に出ている施工箇所の表面被覆等を行う。
- 3. 鉄鋼スラグを含む材料を存置する場合の対応**
  - ・ 存置する工事の施工箇所については、県環境部局がリスト化し地下水の常時監視等を通じて、引き続き、環境への影響等について監視を行う。
  - ・ 公共工事事業者としても、存置する施工箇所については、将来、修繕工事や占用工事等で該当箇所を掘削する場合は、県環境部局の助言を得ながら廃棄物処理法等の関係法令への適用状況を踏まえ適切に対応していく。

※ここでいう「鉄鋼スラグ」とは、大同特殊鋼(株)渋川工場から出荷されたもの。